

**優良住宅部品認定基準「シャワールームユニット」等を改正しました**

2026年10月15日

一般財団法人ベターリビング

一般財団法人ベターリビングは、優良住宅部品認定基準（以下「BL認定基準」という。）「シャワールームユニット」及び「浴室ユニット」の改正を行い、2026年10月15日付で公表・施行しました。

①「シャワールームユニット」においては、高齢者の単身世帯及び夫婦のみ世帯の増加に伴い、在宅での入浴負担軽減のニーズが高まっていることに加え、子育て世帯においても入浴を含む家事の効率化ニーズが高まっていることを背景に、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するシャワールームユニット（高齢者等対応シャワールームユニット）の付加基準を新たに追加しました。

本付加基準では、高齢者等が利用しやすく、安全に使用できるよう、最小のユニット内寸法、出入口の有効幅員、出入口の段差、手すり等の設置、浴室内の照度などに関する要件を定めました。

②「浴室ユニット」においては、シャワールームユニットのBL認定基準と整合を図るための改正を行いました。

今回の改正に合わせ、『優良住宅部品（BL部品）ガイドブック』も更新しましたので、ぜひご活用ください。

<https://www.cbl.or.jp/blsys/guide/index>

**1 シャワールームユニット****1) 改正の背景**

BL認定基準「シャワールームユニット」は、市場で多く供給されている標準的なシャワールームユニットを対象に、2025年4月21日に新規品目として制定・公表しました。今回の改正では、高齢者の単身世帯及び夫婦のみ世帯の増加に伴い、在宅での入浴負担軽減のニーズが高まっていることに加え、子育て世帯においても入浴を含む家事の効率化ニーズが高まっていることを背景に、高齢者・障害者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するシャワールームユニット（高齢者等対応シャワールームユニット）の付加基準を新たに追加しました。

付加基準では、高齢者等が利用しやすく、安全に使用できるよう、最小のユニット内寸法、出入口の有効幅員、出入口の段差、手すり等の設置、浴室内の照度などに関する要件を定めました。

2) 改正のポイント

主な改正のポイントは、下記のとおりです。

(1) 高齢者等対応シャワールームユニットの付加基準追加**① 対象者の設定**

高齢者等対応シャワールームユニットは、歩行可能な自立入浴者及び入浴介助下で浴用いすやシャワーキャリーを使用する入浴者の利用を想定しています。

② 適用範囲の設定

高齢者等対応シャワールームユニットは、住宅に設置するものを対象としました。

③ 用語の定義の追加

「高齢者等対応シャワールームユニット」、「シャワーキャリー」及び「出入口扉用チャイルドロック」の用語を追加し、新たに定義しました。

④ 部品の構成見直し及び追加

手すりについては、住宅性能表示制度の評価方法基準「9. 高齢者等への配慮に関すること」の「9-1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）」における等級5の手すり設置基準との整合を図り、「出入口脇設置用」としていた用途の種類を「浴室出入り用」に見直しました。また、「洗い場での姿勢保持用」、「洗い場での立ち座り用」及び「浴室出入り用」の手すりを必須構成部品（●）※¹としました。なお、「洗い場での姿勢保持用」及び「洗い場での立ち座り用」の手すりについては、同一位置に設置される場合を考慮し、兼用を可能としています。一方、「浴室出入り用」の手すりについては、シャワーキャリー使用時に干渉して動作の妨げとなる場合があることから、シャワーキャリーに対応する高齢者等対応シャワールームユニットではセットフリー部品（○）※²としました。あわせて、子どもの安全性に配慮し、「出入口扉用チャイルドロック」をセットフリー部品（○）として追加しました。

⑤ 施工の範囲の設定

標準的なシャワールームユニットでは「オプション工事」としている手すり等の工事について、高齢者等対応シャワールームユニットでは「標準工事」としました。なお、シャワーキャリーに対応する高齢者等対応シャワールームユニットの場合は、洗い場での立ち座り用及び浴室出入り用の手すり等の工事を「オプション工事」としました。

⑥ 寸法に関する要件の追加

国土技術政策総合研究所資料第1357号「浴槽レス浴室のバリアフリー基準に関する研究－浴槽レス浴室の設計ガイドライン（案）の作成－（令和8年9月）」で示された推奨水準値等を参考に、高齢者等対応シャワールームユニットの最小のユニット内寸法及び面積、出入口の有効な幅員、出入口の段差に関する要件を追加しました。出入口の有効な幅員については、入浴者が介助者とともに出入りする場合や、シャワーキャリーを使用して入浴する場合を想定し、800mm以上としました。

⑦ 浴室内の平均照度に関する要件の追加

高齢者等対応シャワールームユニットの浴室内の平均照度については、加齢に伴う視機能の変化に配慮し、浴室内における視認性及び安全性の向上を図るため、市場で供給されている製品の照度水準の実態を踏まえ、標準的なシャワールームユニットの照度基準（75 lx）の2倍となる150 lx以上を要件としました。

⑧ シャワーに関する要件の設定

ハンドシャワーの場合は、シャワーヘッドを手元止水機構付きとすること、シャワーホースの長さを1,500mm以上とすること及びシャワーフックの設置位置を座位で手が届く高さとするを要件としました。また、高齢者等の安全な入浴動作を確保する観点から、シャワースライドバーを設置する場合は、手すりとしても利用できる手すり兼用シャワースライドバーとすることとしました。固定式シャワーの場合は、操作方法の明確化及び使い始めの滞留水対策を要

件としました。

⑨ 基本性能に関する情報提供における要件の設定

シャワーキャリーに対応する高齢者等対応シャワールームユニットの場合は、シャワーキャリーに対応した仕様であることをカタログ等で情報提供することを要件としました。

(2) 浴室ユニットとの整合を図るための改正

① 出入口扉の取手並びに手すり等の握り部の握り易さに関する要件の追加

出入口扉の取手並びに手すり等の握り部の握り易さについて、浴室ユニットの要件との整合を図るため、B L 認定基準「歩行・動作補助手すり」の要件を参考に、握り易さに関する要件を追加しました。

② 照明器具の電線ケーブル長さに関する要件の削除

照明器具の電線ケーブル長さについては、施工条件に応じて必要な長さが異なることや、余長が発生する場合があることを踏まえ、長さに関する要件を削除しました。

2 浴室ユニット

1) 改正の背景

B L 認定基準「シャワールームユニット」の制定及び高齢者等対応シャワールームユニットの付加基準追加に係る改正内容を反映し、関連要件との整合を図るため見直しを行いました。

2) 改正のポイント

主な改正のポイントは、下記のとおりです。

(1) シャワールームユニットとの整合を図るための改正

① 用語の追加及び定義の見直し

「出入口扉用チャイルドロック」、「シャワースライドバー」、「手すり兼用シャワースライドバー」及び「手すり等」の用語を追加し、定義しました。また、手すり兼用シャワースライドバーを含むことを明確にするため、「手すり」の表現を「手すり等」に修正しました。

② 部品の構成の追加及び整理

「ヘアキャッチャー」を必須構成部品(●)、「出入口扉用チャイルドロック」及び「手すり兼用シャワースライドバー」を選択構成部品(△)^{*3}として追加しました。また、湯水混合水栓及び単水栓を「給水栓」として整理しました。

③ 排水管の材料に関する例示仕様の見直し

排水管の材料について、使用実態を踏まえ、例示仕様から WSP 032:2016 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管) を削除し、JIS K9798:2006 (リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管) に定める RF-VP を追加しました。

④ 各接合部及び点検口の蒸気漏れに関する要求性能の表現の見直し

要求性能の表現について、JIS A 4416:2005 (住宅用浴室ユニット) の「8.2 耐湿試験」の表記にあわせて見直しました。

⑤ 給水栓の性能に関する要件化

部品の構成の備考欄に記載していた給水栓の性能について、要件として定めました。

⑥ 浴槽ふたの安全性に関する引用規格の更新

＜問い合わせ＞ 住所: 〒102-0071 東京都千代田区富士見 2-7-2

担当: 住宅部品企画部 企画開発課

電話: 03-5211-0572

引用する CPSA 0017（プラスチック浴そうふたの認定基準及び基準確認方法）を最新版に更新しました。

⑦ 出入口扉の取手並びに手すり等の握り部の握り易さに関する要件の追加

長寿社会対応浴室ユニットの安全性に関する要件として規定していた、「出入口扉の取手並びに手すりのレール」について、一般の浴室ユニットにも適用するとともに、「出入口扉の取手並びに手すり等の握り部の握り易さ」に名称を変更し、要件を追加しました。なお、例示仕様の要件は、B L 認定基準「歩行・動作補助手すり」の要件を参考に設定しました。

⑧ 床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）に関する要件の追加

B L 認定基準「シャワールームユニット」に合わせて、床排水のストレーナー（ヘアキャッチャー）に関する要件を追加しました。

⑨ 給水栓部のやけど対策に関する要件の追加

給水栓部のやけど対策に関する要件を追加しました。

⑩ 照明器具の電線ケーブル長さに関する要件の削除

照明器具の電線ケーブル長さについては、施工条件に応じて必要な長さが異なることや、余長が発生する場合があることを踏まえ、長さに関する要件を削除しました。

⑪ 無償修理保証の対象及び免責事項の見直し

無償修理保証の対象である「貯水機能の瑕疵」を「防水機能の瑕疵」に変更しました。また、免責事項の要件を整理し、関連する設備機器（換気扇等）の不具合に起因する当該住宅部品の不具合についても、免責の対象となるよう見直しました。

⑫ 補修及び取替えへの配慮に関する確認方法の見直し

従前は、耐久性の確保のため、壁・天井構成部品の交換が可能であることを試験により確認していましたが、図書等による確認が可能であることから、試験による確認を廃止し、確認方法を見直しました。

⑬ 適切なインターフェイスの設定の要件追加

手すり等の位置の変更に対応できるよう、手すり等の設置可能範囲及び補強位置を設計図書に記載することを要件としました。

⑭ 施工上の留意事項等の追加

給水栓の適切な施工及び使用を確保するため、取付条件及び注意事項を追加しました。

※1 必須構成部品(●)：住宅部品としての基本性能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。

※2 セットフリー部品(○)：必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。

※3 選択構成部品(△)：必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。

以 上